

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の制度概要について

(1) 国による新たな支援制度の創設

国が令和5年12月に閣議決定した「こども未来戦略」において、0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を図ることが示された。

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度として『**こども誰でも通園制度**』が創設された。

【令和7年度】一部の自治体で実施 → 【令和8年度】全国の自治体において本格実施

👉本市では今年度から試行的に事業を実施し、ノウハウの蓄積や、利用者や事業実施者からの意見を聴取するなど、令和8年度の本格実施に向けた取組を行います。

(2) 全ての子育て家庭への支援のイメージ図

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等（2・3号） ※0歳～小学校就学前まで					
就労要件なし	☆こども誰でも通園制度 ※0歳6か月～満3歳未満			幼稚園、認定こども園（1号） ※満3歳から小学校就学前まで		

👉保護者が就労していないため保育所等が利用できず、年齢が満たないため幼稚園等も利用できなかった0歳6か月～満3歳未満のこどもが対象です。これまで支援が行き届かなかった家庭に対し支援を行います。